

令和4年度 実務者研修会 「外国人材を受け入れる」講演会

日時：令和5年3月10日（金）14：00～16：30

場所：水俣環境アカデミア4階セミナー室

司会・進行 梅下局長

外国人材を受け入れに係る制度説明

講師 熊本県外国人材受入支援センター 専門アドバイザー 松井 卓文氏

熊本県内の在留外国人の状況の説明。

外国人が日本で働くことができる仕事は「在留資格」で決まり、それぞれ在留期間が設けられていることや、介護分野で働ける外国人について、また、技能実習制度の仕組みについて説明。

(1) 在留資格「技能実習1号イ・ロ」、「技能実習2号イ・ロ」、「技能実習3号イ・ロ」

①この資格は、技能実習制度に基づくもの。

②技能実習制度は、国際貢献・人づくりのため、開発途上国等の外国人を最長5年間受け入れ、OJTを通じて技能を移転するもの。➡労働力確保ではない。※外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（略称：技能実習法）

③86職種158作業に限定(R4.4.25現在)。職種・作業「介護」は、H29.7.29追加される。
(在留資格はH29.9.1創設)

④企業単独型(イ)➡企業単独の受入れ。団体監理型(ロ)➡事業協同組合等による受入れ。
※熊本県の監理団体は54団体。(介護に関する団体は17団体)

⑤実習実施者との直接雇用契約。転職不可。家族帯同不可。5年間働ける職種は限られている
(86種 158作業)

⑥技能実習計画の認定、実習実施者の届出、監理団体の許可制 ➡外国人技能実習機構へ

⑦介護の上乗せ基準 ➡訪問系サービス不可、人数枠制限、介護福祉士を含む指導員配置

⑧入国時に資格は不要。日本語能力はN4合格。入国後講習終了後から実習実施。

⑨1号➡2号への変更時技能検定「基礎級」・日本語能力N3合格必須。2号➡3号へ「実技試験3級」受験必須。2号を良好に修了した者➡「特定技能」へ移行する場合は試験免除。

※実務経験3年以上・従事日数540日以上(➡3号)＋実務者研修 ➡介護福祉士国家試験受験可能。

※日本に入国して、最初の1年間のうち2か月は日本語の座学講習を受けてから雇用契約開始。

(2) 在留資格「特定技能1号」・「特定技能2号」

①この在留資格は、平成30年4月1日、深刻化する人手不足に対応するために設けられたもの。

②人材確保が困難な状況にある12分野に限定。(創設当時は14分野)

③一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人。「2号」は、「建設分野」、「造船・船用工業分野」のみ。

④通算在留期間5年間に限る。家族帯同不可。

⑤12分野の受入見込総数は、5年間で345,150人。「介護分野」の5年間の受入見込数は全国で5万9000人。➡訪問系サービスは不可。※1県あたり1080人程度。

- ⑥国内・海外で実施される介護技能評価試験 + 介護日本語評価試験 + 日本語能力試験 N4 以上) 等の試験合格者 →介護福祉士の資格は不要。 ※①2号技能実習を良好に修了した者, ②介護福祉士養成課程修了者, ③4年間の在留期限満了となった EPA 介護福祉士候補者 →試験免除。
- ⑦特定技能所属機関との直接雇用契約。 派遣(農業・漁業を除く。)は不可。転職可。本人と同等以上の報酬。
- ⑧特定技能外国人支援計画(10項目)の作成。 →自ら実施。又は登録支援機関への委託。
- ⑨特定技能協議会への加入。 ※熊本は、41 法人。(事務局)・厚労省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室・公益社団法人 国際厚生事業団 (JICWELS)

(3) 経済連携協定 (E P A) による入国・在留者

介護分野については、2 国間の経済連携協定(E P A)に基づき、介護福祉士が 介護等の業務に従事するため、また、介護福祉士候補者は介護福祉士資格取得を 目的に、それぞれ在留資格「特定活動」での入国・在留が認められている。 ※特定活動は、法務大臣が個々の外国人について認める資格。

- ①対象国 インドネシア(H20~) フィリピン(H21~) ベトナム(H26~)。
- ②対象者 対象国の看護師, 看護師候補者, 介護福祉士, 介護福祉士候補者 ※E P A 制度に基づく看護師(看護師業務に従事), 看護師候補者(看護師免許の取得) についても、在留資格「特定活動」で入国・在留が認められる。
- ③介護福祉士養成施設での就学コース 就学介護福祉士候補者(フィリピン, ベトナム)として入国 →養成施設等で養成課程修了 →介護福祉士国家試験合格 →介護福祉士(登録) →在留資格「介護」への変更可能。
- ④介護施設等での就労コース 就労介護福祉士候補者(協定3か国)として入国 → →介護施設等で就労(通算4年以内) →介護福祉士国家試験合格 →介護福祉士(登録) →在留資格「介護」への変更可。
 ※介護福祉士候補者として4年間, 就労に適切に従事した者は, 「特定技能」へ移行する場合の試験は免除。

⑤(公社)国際厚生事業団が受入れを調整。 ←窓口

(4) 在留資格「介護」の取得者

- ①在留資格「介護」は、「本邦の公私の機関との契約に基づいて 介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に 従事する活動」と規定されている。(H29.9.1 創設)
- ②該当者 ○海外在住であるが、日本の介護福祉士の資格を有している者が 入国する場合。 ○技能実習生, 留学生, E P A 終了者等が, 介護福祉士国家試験 合格・資格取得(登録)した後に在留資格変更申請する場合。 ※介護福祉士登録証の受領に間がある場合は, その間「特定活動」にて在留。 ※特定技能3年以上就労+実務者研修した者 →介護福祉士国家試験受験が可能。 ※実務経験3年以上・従事日数540日以上(=3号)+実務者研修 →受験可能。 ※留学生については、卒業後5年間、暫定的に介護福祉士資格を付与。この間に 国家資格を取得又は5年連続実務従事すれば、引き続き介護福祉資格を保持できる。
- ③その他の要件等 ○在留期更新の制限なし。 ○訪問系サービスも可。 ○夜勤可能。 ○転職可能。 ○配偶者・子供の帯同可能。

実習生の滞在許可、入国許可は「入管法」、実習の内容については「技能実習法」の2段階。在留資格カードを持っているか必ず確認する必要があること、退職の強要はしてはいけない。

✚ 水俣・芦北地域の在留外国人と技能実習生の人数について参考資料の提供あり。

外国人材を介護職員として養成するために必要な事

講師 九州中央リハビリテーション学院介護福祉学科長 野島 謙一郎氏

学院では、8年前から留学生を受け入れ、主に、外国人の技能実習の指導員養成を行っている。

位置づけとしては、技能実習生や特定技能生の通訳・指導を行う立場として、留学生を教育しようというもの。監理団体として、九州中央人材協同組合を一昨年につくった。

県内の介護の養成校は3校。

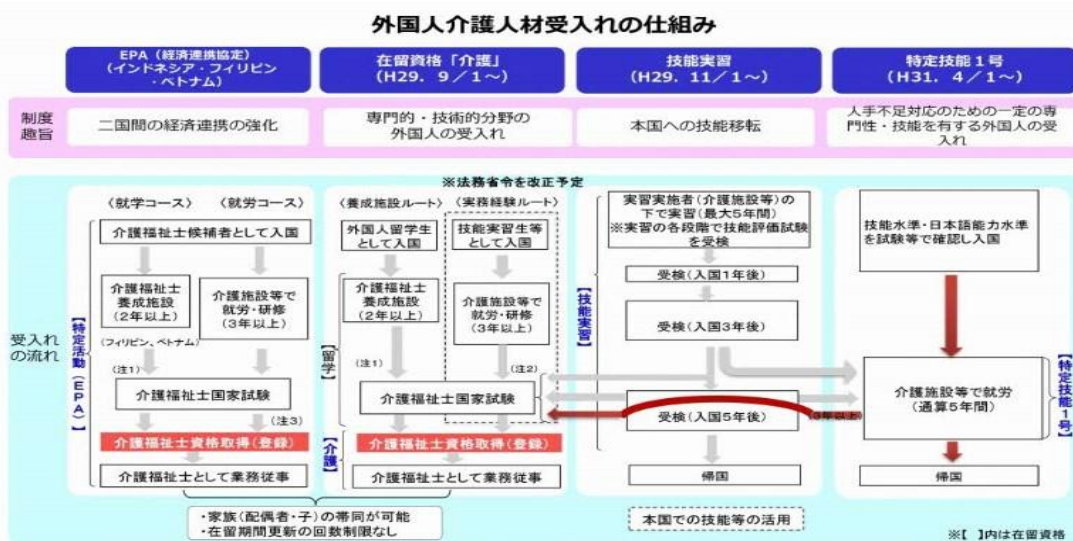
教育機関として留学生に資格を取得して欲しいということで、国際介護学科を設立した(定員20)。

1年間で日本語能力検定試験N2程度まで習得と初任者研修を受けてもらい、その後、介護福祉学科で日本人と一緒に勉強してもらっている。(授業は日本語)

しかし、新型コロナウイルスの影響で、留学生が入国できなくなったので、令和4年度から、国際介護学科は募集停止となっている。

アルバイトは認めているが、福祉施設のみとしている。(28時間以内)

養成施設ルートで在留資格「介護」を取得する場合、平成29年度から介護福祉士国家試験の合格が必要となったが、令和3年までの卒業生は、経過措置として、5年間の有効期限の介護福祉士登録ができる。



(注1)平成29年度より、養成施設卒業生も国家試験合格が必要となった。ただし、平成33年度までの卒業生には卒業後5年間の経過措置が設けられている。
 (注2)「新しい経済連携パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、「介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格を認めること」とされており、現在、法務省において法務省令の改正に向けて準備中。
 (注3)4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

そのほか、熊本県の補助金を活用し、外国人の人材を熊本県に呼び込もうということで、海外でのPR活動や、JICAと協力して、熊本プロジェクトに取り組んでいるところ。

技能実習制度では、送りだしの前に、8か月程度日本語と介護の勉強をするが、課題としては介護度や施設の種類等の働く場の多様化に応じて、必要な言語活動が変わることが課題。

また、制度上、日本語能力試験N4相当であれば技能実習生を受け入れられるが、1年間でN3の取得必要。落ちたらどうしたらいいのか？ということも聞かれる。

学院としては、現地でN3まで取得してもらい、入国後研修として1か月介護と日本語をやり直して現場に送り出す形にしている。

給与に関しては、最低賃金と間違われやすいが、日本人と同等の給与が必要。手取り額まで提示している。

特定技能「介護」に関しては、必ず試験を受けて「特定技能1号」を取得し就職する流れ。

日本語能と介護知識の要件が課されているが、どの程度介護を理解して働きたいと言っているのか、疑問に思う特定技能生もいる。

また、技能実習生と同じで、働く場に応じた言語活動も求められる。さらに、一般雇用と同じで、いつでも退職が出来ることから、より条件のよい事業所に移るため、急に辞職されるケースのご相談も頂いた。

③在留資格「介護」

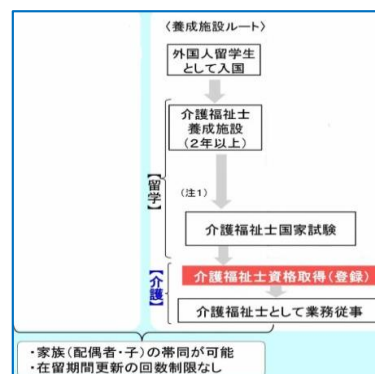
- * 日本語学校修了者の進路の一つ
- * 海外から直接留学

<養成校として>

- 在留確認、入管法の理解
- 日本語補習など
- 適切な選考基準
- 入学に至る経緯の透明性
- 奨学金と職業選択の自由度

介護福祉士取得できるルート

- JLPT N2、N1で卒業
- 将来は、技能実習や特定など、外国人介護人材の指導者及び通訳として活躍



日本語能力試験 試験内容

日本語能力試験 J L P
国内・海外で受験可能
※年2回実施



※N3レベル・N2レベルの方の日本語を話す映像あり。

在留資格「介護」の課題は、日本語能力。介護福祉士に合格する留学生は、N2相当の日本語能力を持っていないと合格しないので、日本語の専任教員が日本語対策を行っている

また、文化や宗教の違いから「自立支援と倫理観」を理解するのが苦手。

あと、N3・N4の方への指導についても、よくご相談頂くので、学院で教員の派遣を行っている。
「日本語を学ぼう」という無料サイトがあるので、活用頂けたらと思う。
文章は短く、簡単な構造にし、「です」「ます」と文の終わりを分かりやすくする、あいまいな表現を避けて、要点をはっきり伝えることが大事。

外国人材の受け入れに事業所による事例紹介

講師 医療法人啓愛会 白梅病院 理事長 眞鍋 哲郎氏

●技能実習生着任までの経緯について

どこの国の方に来て頂くか考えていた時、EPAの研修会に参加したが、コスト面のハードルが高かった。

2017年に技能実習「介護」が創設され、採用に向けて準備を進めた。

フィリピンに視察行き、2019年6月に3名採用を決定したが、新型コロナウイルスの流行による渡航不可となり、2022年3月に着任。(面接は10名ほど)

👉 フィリピンの方を選んだ理由

理由1 英語が話せる

日本語が全く話せない方に日本語を教えることはとても難しい。共通の言語を考えた時に、英語であれば日本人スタッフも少しは話せるので、会話ができると考えた。

理由2 国民の8割がカトリック教徒で食の制限がないこと。フレンドリーでコミュニケーション能力が高い国民性

理由3 平均年齢が若い(23歳)・失踪率が低い

●外国人労働を考えた理由について

人口減少・高齢化で、働き手不足を避けられないため。

●外国人雇用の形態について

1. EPA 介護福祉士候補者 (2008～)
2. 在留資格「介護」 (2017.9.1～)
3. **技能実習「介護」 (2017.11.1～)**
4. 特定技能「介護」 (2019.4.1～)

🚦 着任までの流れ



特定技能は、基礎をある程度学ばれてから来られると思うが、自施設に来られた方は、技能の習得が十分出来ていないと感じた。即戦力になるかと言われると疑問。

●受け入れ体制について

以下の3つの役割の人的体制が必要となる。

1) **技能実習責任者**：技能実習指導員、生活指導員その他の技能実習に関する職員を監督し、技能実習の進捗状況を管理するほか、**技能実習計画**の作成に関することや技能実習生の**保護**に関することなどについて**統括管理**する。（施設・事業所の管理者）資格が必要。

2) **技能実習指導員**：技能実習生がしっかりと**技能を習得**できているか、あるいは**計画通り遂行**できているか**指導**する。（介護職の先輩・経験者）

3) **生活指導員**：**生活上の留意点**について指導するほか、実習生の**生活状況**を把握したり、**相談**に乗るなど、未然にトラブル防止する。

それぞれ研修会があるので利用されることを勧めるし、こちらも色々と学び、外国の方と一緒に仕事をすることは重要だと思う。

※日本語学習指導者は任意。白梅病院では、自分と事務長がその役割を担っている。

●業務内容について

技能実習計画書に沿って進めるが、ひな形があるので使っている。

- ・必須業務・・・移乗・食事介助（必ず介護として行わないといけない）
- ・関連業務・・・必須業務に関連する業務（例：食事介助ならば食事の際のテーブルの準備等など）
- ・周辺業務・・・記録等。
- ・安全衛生業務・・・事故や病気を防止することを目的とした業務

●日本語能力について

面接時には、ほぼ日本が話せない方、少し話せる方がメインなので、その中から選ぶ事になるが面接の準備をしてきているので、イレギュラーな質問をしてみると日本語の能力がわかる。

例：日本の文化についてなど・・・

実習生にはN3レベルが求められるので、受験予定時期を決めて、日本語の学習プランをたてる。試験は、J.T.E.S.Tを受けてもらったが、教科書は、J.L.P.Tを使った。

WEBコンテンツに「日本語をまなぼう」（無料）というがあるので、出来ればパソコンの支給とWi-Fi環境を整えておくといい。

日本語を教える側としては意志疎通が難しい部分もあるが、実習生のコミュニケーション能力は高いので、気楽に会話だと捉えてやるといい。

●導入前に悩んだこと・導入してよかったことについて

日本人スタッフと仲良く出来るかを導入前に一番心配したが、日本人のスタッフも実習生を可愛がっているし、チームワークが良くなった印象を受けている。

日本語教育についても難しいと感じる部分はあるが、継続して教育していこうと思っている。

分かりやすい日本語で業務を伝えないといけないので、「スタンダードな介護」について業務の見直しにつながった。

異文化に触れることも大事だし、業務に取り組む姿勢も真面目。

●今後の課題について

技能実習生は受け入れる側の準備も必要。

6か月の実労働がなければ配置基準の人員に入れられないし、夜勤は一人では出来ない。経費もかかる（毎月監理団体に支払いをしている）。

生活支援として、日本語教育や住居の支援、楽しみ事（イベント）を作って提供することも必要。

水俣市が、外国人労働者の交流会を実施されているので利用しているが、非常に喜ばれていた。

まだまだこれからだと思っているが、外国人の方と一緒に学びながら、異文化に触れながら介護の仕事を行っていきけるといいし、経験出来て良かったと思っている。

以上